

道路法等の一部改正による「歩行者利便増進道路制度」の創設

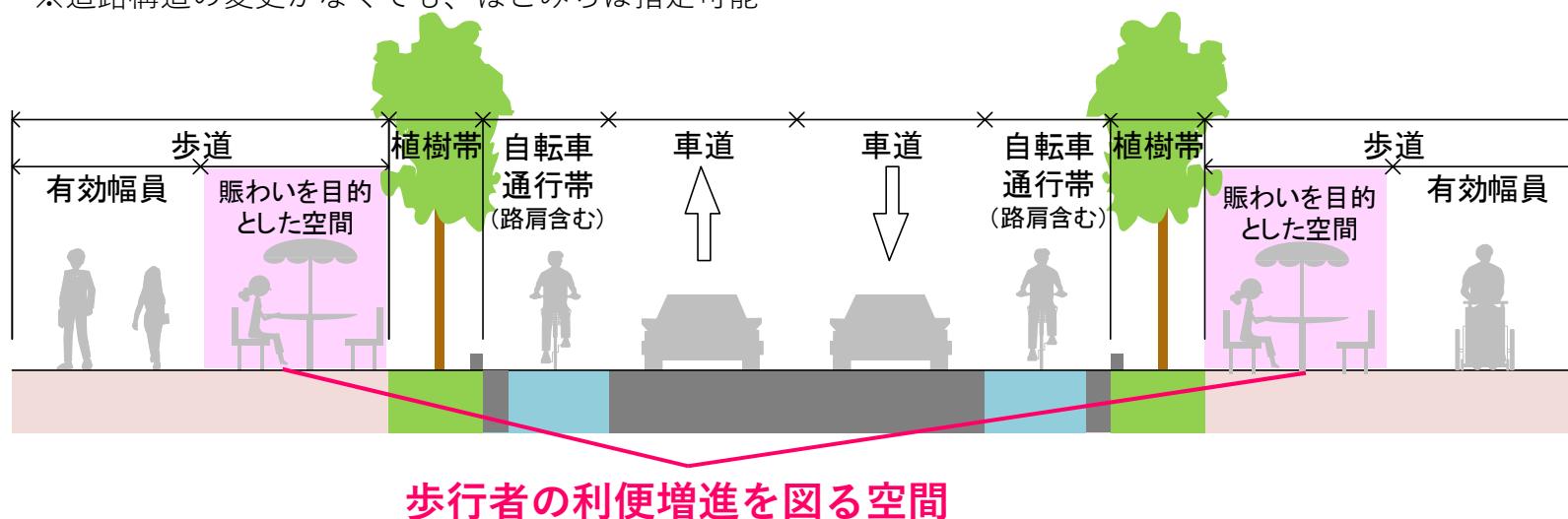
道路法等の一部を改正する法律(R2.5.27公布、R2.11.25施行)により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設。「歩行者利便増進道路(通称:ほこみち)」として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とする等を規定。

歩行者利便増進道路は、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するものです。

【構造基準に関する特徴（メリット）】

- 車線を減らして歩道を拡げるなどして、歩道等の中に（通行区間とは別に）**歩行者の滞留・賑わい空間を定めることができます。**

※道路構造の変更がなくても、ほこみちは指定可能



歩行者利便増進道路の指定について

道路管理者は歩行者利便増進道路を指定する場合、以下に示す指定要件を満たす必要があります。（道路法第48条の20第1項関係）

【指定要件】

- 1 快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること
- 2 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資する適切な区間であると判断できること
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること
- 4 沿道住民や周辺地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること



人を中心とした空間として再生した、まちのメインストリート



曜日や時間帯に応じて道路空間の使い方が変わる路側マネジメント

歩行者利便増進道路のイメージ

出典：「2040年、道路の景色が変わる」

歩行者利便増進施設等の道路占用の取扱いについて

歩行者利便増進施設等は、**設けられる施設の種類、設置の要件が決められています。**（道路法施行令第16条の2関係）

【1】歩行者利便増進施設等の種類

- 歩行者利便増進施設等は、**歩行者の利便の増進に資する施設**として定める以下のものです。
 - 広告塔、看板
 - ベンチ、街灯
 - 標識、旗ざお、幕、アーチ
 - 食事施設、購買施設
 - レンタサイクル用の自転車駐車器具
 - 集会、展示会等、催しのために設けられるもの
 - 広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ



看板（デジタルサイネージ）（新宿区）



ベンチ（神戸市）



食事施設
(すわろうテラス・札幌市)



看板
(三宮中央通り・神戸市)



自転車駐輪器具（新潟市）

【2】歩行者利便増進施設等の要件

- 歩行者利便増進施設等の占用特例が適用されるためには、以下の**全ての要件に該当**する必要があります。
 - 利便増進誘導区域内に設けられるものであること
 - 歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となる清掃などの措置が講じられていること
 - 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合すること

歩行者利便増進施設等の設置にあわせて道路維持管理への協力が行われる場合、占用料は減額されます。

歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占用主体が道路維持管理の協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合、占用料の額の90%を減額するものとします。

ただし、この減額率を適用する場合、別に定める減額率は適用しないものとします。

ほこみち制度 全体の流れ(公募占用の場合)

